

あなたの「やってみたい!」が長洲町の力になる

## 『長洲町まちのにぎわいチャレンジ事業補助金』

### ～ 令和8年度 募集要項 ～

あなたの「やってみたい!」で長洲町を元気にしませんか?

長洲町では、住民の皆様が自主的・主体的に企画・実施する、地域の賑わいづくりや活性化に繋がる事業を支援するため、「まちのにぎわいチャレンジ事業補助金」を交付します。



この補助金は、住民の皆様が主役となって地域の未来を創造するための制度です。

皆様の自由な発想やアイデアをお待ちしています!

## 1 募集する事業

次の2つの事業タイプを募集します。

### (1) 住民提案型(通常型)事業

地域のコミュニティ形成、経済の活性化、文化・芸術の振興などを目的とした、公益性のある事業です。

#### 【事業例】

- ・地域の歴史や文化を伝えるウォーキングイベント
- ・子どもたちを対象としたプログラミング教室や自然体験活動
- ・地域の特産品を使った新メニュー開発とPRイベント
- ・多世代が交流できるお祭りやワークショップの開催 など

### (2) 住民提案型(マルシェ)事業

地域の産品販売や住民同士の交流促進を目的としたマルシェ(※5者以上の出店者が集まる即売会)の開催事業です。

#### 【事業例】

- ・ハンドメイド作家が集まるクラフトマーケット
- ・地元の農産物や加工品を販売する市
- ・空き店舗を活用したチャレンジショップイベント

## 2 補助対象事業

区分	住民提案型(通常型)	住民提案型(マルシェ)
対象となる事業	公益的又は町の賑わいづくりにつながる事業で、以下の要件を全て満たすもの  ○事業計画、効果及び収支計画が明確であること。 ○町内で実施される事業であること。 ○不特定多数の者が自由に参加できる事業であること。 ○当該年度の3月15日までに事業が完了する事業であること。	マルシェの開催に係る事業で、以下の要件を全て満たすもの  ○町内で実施される事業であること。 ○不特定多数の者が自由に参加できる事業であること。 ○当該年度の3月15日までに事業が完了する事業であること。
対象とならない事業	○宗教的活動又は政治的	○宗教的活動又は政治的

	<p>活動を主たる目的とする事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○団体構成員に暴力団員、暴力団関係者が含まれ、かつ運営に関与している事業</li> <li>○売名を目的とする事業</li> <li>○効果が特定の個人、グループのみに帰属する事業</li> <li>○国や県、各種団体等からの補助等を受けている事業</li> <li>○その他町長が適当でないとする事業</li> </ul>	<p>活動を主たる目的とする事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○運営者及び出店者に暴力団員、暴力団関係者が含まれ、かつ運営に関与している事業</li> <li>○国や県、各種団体等からの補助等を受けている事業</li> <li>○その他町長が適当でないとする事業</li> </ul>
--	--	---

### 3 補助対象者

区分	住民提案型(通常型)	住民提案型(マルシェ)
対象となる団体	<p>5人以上で構成する団体であって、次のいずれにも該当する団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○団体の構成員の半数以上が、町内に住所又は勤務先を有すること。</li> <li>○代表者が明らかであること。</li> <li>○代表者が町税の滞納がないこと。</li> </ul> <p>※上記にかかわらず、公益的又は町の賑わいづくりにつながると町長が認める団体</p>	<p>5以上の者が出店して開催するマルシェであって、運営者が、次に掲げる者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○町内に住所を有する者又は町内に事業所を有する法人若しくは団体</li> <li>○運営者が町税の滞納がないこと。</li> <li>○その他町長が適当と認める者</li> </ul>
対象とならない団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○宗教的活動又は政治的活動を主たる目的として設置された団体</li> <li>○公序良俗に反すると認められる団体</li> <li>○その他町長が適当でないとする団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○宗教的活動又は政治的活動を主たる目的として設置された団体</li> <li>○公序良俗に反すると認められる団体</li> <li>○その他町長が適当でないとする団体</li> </ul>

#### 4 補助対象経費（共通）

##### 【対象となる経費の例】

報償費（講師謝礼等）、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会場使用料、備品リース料、広報費、保険料など、事業の実施に直接必要となる経費

##### 【対象とならない経費の例】

- ・団体の運営に係る人件費や事務所経費
- ・飲食代（イベント参加者に提供する飲食物の材料費等は除く。）
- ・商品券等の金券
- ・1品10万円以上の備品の購入費
- ・領収書等で使途が確認できない経費

#### 5 補助金の額・補助率

区分	住民提案型（通常型）	住民提案型（マルシェ）
補助率	補助対象経費の 10分の8以内	補助対象経費の 10分の10
補助上限額	50万円	10万円
補助回数	1団体につき年度2事業まで (通算3か年度まで)	1団体(者)につき年度1回 まで

※千円未満の端数は切り捨てます。

※事業収入等がある場合は、補助対象経費からその額を差し引きます。

※住民提案型（通常型）において、前年度と同様の事業を実施する場合は補助率が2分の1以内となります。

#### 6 募集期限

住民提案型（通常型）	住民提案型（マルシェ）
令和8年5月11日（月）まで	随時

#### 7 応募・手続きの流れ

別添「手続きの流れ」をご覧ください。

※通常型事業は、交付申請の前に「事業計画書」の提出と審査が必要です。

## 8 提出書類

申請に必要な様式は、長洲町役場まちづくり課窓口または町ホームページからダウンロードできます。

## 9 お問い合わせ先

長洲町役場 まちづくり課 企画調整係

電話:0968-78-3239 ・ FAX:0968-78-1092

Email: [kikaku@town.nagasu.lg.jp](mailto:kikaku@town.nagasu.lg.jp)

## 【長洲町まちなのにぎわいチャレンジ事業補助金 手続きの流れ】

### STEP 1 相談・準備

- 申請者 … 「こんなことをやってみたい」と思ったら、まずは役場担当課にご相談ください。

### STEP 2 事業計画の提出【通常型のみ】

- 申請者 … 所定の「事業計画書」等を役場に提出します。  
※マルシェ事業の方 → STEP 4へ

### STEP 3 審査・内示【通常型のみ】

- 長洲町 … 選考委員会で事業内容を審査し、採択の可否や補助金額の目安(内示)を通知します。(※審査基準→別添)

### STEP 4 交付申請

- 申請者 … 【通常型】内示内容に基づき、「交付申請書」等を提出します。  
【マルシェ】所定の「交付申請書」等を提出します。

### STEP 5 交付決定

- 長洲町 … 申請内容を審査し、「交付決定通知書」を送付します。  
(この通知を受け取ってから事業を開始してください)

### STEP 6 事業の実施

- 申請者 … 計画に沿って事業を実施します。  
※事業内容の変更や中止の場合は、事前に承認が必要です。

### STEP 7 実績報告

- 申請者 … 事業完了後 30 日以内(または 3 月 20 日のいずれか早い日)に、「実績報告書」と領収書等の証拠書類を提出します。

### STEP 8 補助金額の確定

- 長洲町 … 報告書を審査し、補助金の最終的な金額を「額の確定通知書」で通知します。

### STEP 9 請求と交付

- 申請者 … 「請求書」を提出します。
- 長洲町 … 請求に基づき、指定の口座に補助金を振り込みます。

【長洲町まちなのにぎわいチャレンジ事業補助金 審査基準(住民提案型(通常型)のみ)】

## <審査基準(評価の視点)>

### (1)公益性

#### ●地域の活性化への貢献度

地域の賑わい創出、交流人口の増加、地域経済の活性化、文化・芸術の振興など、長洲町の活性化に大きく貢献する内容か。

#### ●事業の公共性・開放性

不特定多数の町民が広く参加・享受できる開かれた事業であり、特定の個人や団体の利益に偏っていないか。

### (2)事業の目的・効果

#### ●目的の明確性と趣旨との合致

事業の目的が補助金の趣旨に合致し、明確に示されているか。

#### ●地域の課題解決への貢献

子育て支援、高齢者福祉、多文化共生など、地域の課題解決に資する内容か。

#### ●事業内容と効果の具体性・整合性

事業内容と、それによって得られる効果(誰に、どのような変化をもたらすか)が具体的に示されているか。

#### ●成果目標の具体性・客観性

目標(参加者数、満足度など)が具体的に設定されており、事業の成果を客観的に測ることができるか。

### (3)実現性

#### ●実施体制・スケジュールの現実性

事業の実施スケジュール、会場、人員体制、役割分担などが具体的かつ現実的で、計画通りに実行できる見込みが高いか。

#### ●収支計画の妥当性・透明性

収支予算は事業規模に対して妥当か。経費の積算に無理がなく、補助対象経費のルールを遵守しているか。

#### ●安全配慮・法令遵守

関係法令の遵守や、参加者の安全確保に対する配慮がなされているか。

### (4)期待度

#### ●新規性・独創性・魅力

新規性や独創性があり、住民の興味や参加意欲を喚起する魅力的な工夫があるか。

#### ●波及効果・町の魅力発信

事業の実施が、町のイメージアップや魅力発信に繋がり、他の活動への波及効果が期待できるか。

#### ●将来への布石

新たな担い手の発掘や、地域資源の活用など、将来につながる要素を含んでいるか。

(5) 自立性・発展性

●事業の継続・発展に向けた計画

補助期間終了後も、事業を継続・発展させていくための工夫や計画(自主財源の確保、協力者との連携など)が見られるか。

●団体自身の成長への展望

今回の事業を通じて得たノウハウやネットワークを、団体の今後の活動に活かしていく展望があるか。(継続申請の場合は前年度の成果を評価)

●(継続申請の場合)前年度からの改善・発展

(継続申請の場合)前年度からの改善点や発展性が明確に示されているか。

(6) 団体の適正性

●補助対象要件の充足【必須】

募集要項に定められた補助対象者の要件をすべて満たしているか。【必須】

●事業遂行能力

団体の規約や活動実績、メンバー構成などから、事業を責任もって遂行できる能力と体制があると判断できるか。

※審査基準の決定及び事業適否の審査は、『長洲町まちのにぎわいチャレンジ事業補助金選考委員会』が行います。